

判例紹介

## 宗教法判例のうごき〔平成24年・公法〕

田近 肇（文献委員・岡山大学）

前号までに引き続き、今号も、私が本欄を担当する。今回対象とするのは、平成24年1月から12月までに出了れた判決・決定である。

### 1 憲法

#### （1）国公有地上の宗教施設と政教分離原則

空知太神社事件（最高裁平成22年1月20日大法廷判決（民集64巻1号1頁））に関して、差戻後上告審判決（最高裁平成24年2月16日第一小法廷判決（民集66巻2号673頁））が出されている<sup>1)</sup>。この事件は、平成22年の違憲判決の後、集会場の「神社」の表示の撤去、集会場内にあった祠の移設、鳥居及び祠の敷地とそれ以外の土地との区別の明確化などといった措置をとったうえで、問題の市有地の一部を鳥居及び祠の敷地として適正な賃料で氏子集団の氏子総代長に賃貸することで合意がなされており、差戻後控訴審（札幌高裁平成22年12月6日判決（民集66巻2号702頁））は、上記の措置は「本件利用提供行為の違憲性を解消する手段として合理的で現実的なものである」と判示していた。

その差戻後上告審判決において、最高裁は、一連の措置によって「適正な賃料が利用の対価として市に支払われることになり、また、……氏子集団の利用し得る部分が事実上拡大することの防止も確保される上、……本件賃貸予定地以外の部分からは、本件神社の徴表となる物件や表示は除去されることとなる」こと、「氏子集団が……本件各土地のうち本件賃貸予定地以外の部分や本件建物を使用する必要はない」こと、もともと「各土地が町有地となったのも、小学校敷地の拡張に協力した用地提供者に報いるという世俗的、公共的な目的によるものであつたこと」といった事情を総合考慮して、「本件手段が実

施された場合に……一般人の目から見て、市が本件神社ないし神道に対して特別の便益を提供し援助していると評価されるおそれがあるとはいえず、「本件手段を実施することは、憲法89条、20条1項後段に違反するものではない」と結論づけている。

適正な賃料での貸付という解決策は、平成22年判決において最高裁自身が違憲状態解消手段の一つとして例示していたものであり、したがって、本判決の結論は十分に予想されたものであった。また、この事件については、すでに本学会のシンポジウム（平成23年秋季学会）でも取りあげられているので<sup>2)</sup>、それに付け加えることは多くない。

要点を繰り返せば、平成22年判決は、違憲状態を解消するためには、神社施設を撤去し土地を明け渡す以外にも、無償譲与、有償譲渡、適正な時価での貸付といった「適切な手段」がありうると説いていた。最高裁によれば、本件と「同様の問題」である国有境内地処分問題を解決するためにとられてきた解決策は、「政教分離原則を定める憲法の下で、社寺等の財産権及び信教の自由を尊重しつつ国と宗教との結び付きを是正解消するために……最も適当と考えられ」るのであり（富平神社事件最高裁判決（最高裁平成22年1月20日大法廷判決（民集64巻1号128頁））、それゆえ、本件でも、国有境内地処分問題に関してとられてきた無償譲与、有償譲渡または有償貸与という方法によって違憲状態を解消すべきとされたのである。

有償貸与という方法に対しては、地方公共団体と宗教団体との「かかわり合い」を完全に解消すべきであるのに、「かかわり合い」が継続する有償貸与という方法はおかしいという批判もあるようである。しかし、最高裁が指摘するように、無料で貸すのと地代を徴収して貸すのとでは当然、一般人の受け止め方は異なるであろう。なにより、例えば空知太神社の敷地を有償で譲渡して「かかわり合い」を解消するには、買い取る宗教団体の側にそれだけの資力がなければならない。かつて国有境内地処分法という「先例」の中で、「当該相手方に資力がなく売払いが困難な場合」には普通財産貸付事務処理要領に則った貸付料で貸し付けるという取扱いがなされてきたのは<sup>3)</sup>、その問題を考慮したためである。それゆえ、本件で「本件神社の財政上本件各土地の買取りは不

可能」であったとすれば、適正な賃料での貸与という方法は、「信教の自由と政教分離原則との合理的な調和を図った」解決策<sup>4)</sup>として肯定的に評価されるべきであると思われる。

ところで、宗教施設の敷地として国有地が提供されたことが争われたらしい事例として、東京地裁平成24年3月9日判決（判例集未登載<sup>5)</sup>）がある。本件は、そもそもどのような訴えが提起されたのか判然としないが、どうやら、女鳥羽川（一級河川）の河川敷である国有地について長野県知事が中上町会に対して行った、石尊大権現神社を設置するための占用許可が違憲または違法であることの確認及びこれによる損害の賠償が求められた事案のようである。これに対し、東京地裁は、本件の確認請求については、「確認の対象について特定を欠いている上、各被告の関係機関の行為の違憲又は違法を確認することが原告の権利又は法的地位をめぐる紛争の解決に有効・適切であるとの関係が認められないから、確認の利益を欠き、不適法である」としてこれを却下し、損害賠償請求については、「各被告の関係機関の行為により、原告個人のいかなる法的利益が侵害されたのかは明確ではない」としてこれを棄却している。

## （2）刑事施設の被収容者の宗教的自由

イ) 岐阜地裁平成24年2月2日判決　刑事施設の被収容者の宗教的自由にかかわる事例として、2件の裁判例がある。岐阜地裁平成24年2月2日判決（判例集未登載<sup>6)</sup>）は、岐阜刑務所で受刑中の原告が、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第66条に従い、「面会の申出をすることが予想される者」として名古屋修道院及び神の愛の宣教会<sup>7)</sup>のシスター2名を届け出たところ、同刑務所長がその面会を許可しない旨の決定をしたため、国家賠償請求訴訟が提起された事案である。

岐阜地裁は、まず、刑事収容施設法上、受刑者の外部交通を制限するに当たっては「適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであること」に留意すべき旨が定められ（第110条）、また、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障を生ずるおそれがある場合を除き、被収容者の信教の自由を尊重しなければならない旨が定められている（第67条及

び第68条) ことを指摘して、次のように説く。これらの規定の趣旨に照らせば、①「一般に宗教関係者との面会は受刑者の改善更生に資する側面を有していると考えられる」ことからすれば、権利面会が認められるべき「受刑者の更生保護に関係のある者」(第111条1項3号)に本件シスターは当たると解する余地が十分にあることに加え、②仮にこれに当たらないとしても、「受刑者と宗教関係者との面会の必要性を安易に否定することは相当でないと考えられる上」、原告が本件シスターを含むシスターとこれまでも面会をしてきた経緯からすれば、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、または受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがない限り(そして、通常、そのおそれはないものと考えられる)、裁量面会(第111条2項)として本件シスターとの面会が許可されるべきである、と。このような理由から、岐阜地裁は、刑務所長が本件措置により、実際に本件シスターから面会申請があったとしても原則認められないと判断したことは、法令の解釈を誤った違法な公権力の行使であるとして、国家賠償の支払いを命じる判決を下している。

ロ) 名古屋地裁平成24年6月14日判決 他方で、名古屋地裁平成24年6月14日判決(判例集未登載<sup>8)</sup>)は、名古屋拘置所に収容中の死刑確定者である原告が、教誨師への書籍の交付及び親書の発信の申請を不許可とされたことが違法であるとして、国家賠償を請求した事案である。具体的には、本件原告は、約15年にわたってキリスト教日本聖公会に所属する教誨師の教誨を受けてきたところ、①私物である、旧約聖書に関する書籍を「聖書及び祈祷書を貰った御礼として」同教誨師に交付することを申請し、また、②キリスト教に関する記述を内容とする信書を同教誨師に発信することを申請したところ、拘置所長は、①については「刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある」(刑事収容施設法第50条)として、また、②については同法第139条に規定する信書に当たらないとして、いずれも不許可の処分を行っていた。

名古屋地裁は、まず、①について、本件の事実関係に照らせば、「本件書籍の交付申請が認められたからといって、経験豊かな教誨師である……牧師が原告に親密な感情を抱いてその便宜を図るような状況に陥ったり、精神的な負担を感じて教誨師を辞すような事態となることは考え難いし、これによって、他

の被收容者との公平を害したり、原告が……牧師への保管私物等の交付申請を繰り返すような事態を招くといったことも想定し難く、本件交付が「刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき」という不許可要件に該当するということではできないから、本件不許可処分は違法であると判示している。

また、②については、名古屋地裁は、まず、同法第139条1項が「発受により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる信書」（同条同項3号）は原則として「発受することを許すものとする」と定めていることを指摘して、本件の事実関係に照らせば、「原告にとって、本件信書を発信することは、その心情の安定に資するものであった」と認定している。そのうえで、名古屋地裁は、同法第141条が準用する第129条1項3号所定の「発受によって刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき」という不許可要件に本件信書が該当するかどうかを検討し、「本件信書の発信が認められたからといって、経験豊かな教誨師である……牧師がこのような本件信書を読んで負担を感じるものとは考え難く、「本件信書の発信を契機として他の被收容者からも同様の申請が殺到するような状況になるというのも、容易に想定し難いところであり、本件信書の発信を認めたからといって、……牧師が精神的負担を感じて教誨師を辞するような事態が生ずることは考え難い」と、本件信書は上記の不許可要件には該当しないと判断した。なお、国側は、「本件信書の内容のうち、新約聖書の解釈については、次回の教誨で伝えれば足り」るから本件信書は発信の必要性がないなどと主張していたが、これに対し、名古屋地裁は、「刑事收容施設法139条1項によれば、同項3号に該当する信書は、同項柱書の除外事由に該当しない限り、その発信を許さなければならないものとされているのであるから、……発信の必要性があるか否かによって発信の許否を決することは許されない」と一蹴して、本件不許可処分は違法であったと判示している。

ハ) 刑事施設と宗教的自由 刑事施設内での宗教的活動に対する態度は、時代によって変遷してきた。旧憲法下では、明治41年の監獄法は「受刑者ニハ教誨ヲ施ス可シ」（第29条）と定めており、受刑者に対して宗教教誨が強制的に行われていたようである<sup>9)</sup>。現憲法の施行後は反対に、刑事施設内での宗教

教誨が政教分離原則に反しないかが問題とされ<sup>10)</sup>、その結果、監獄法第29条にいう「教誨」は一般教誨のみを指し、宗教教誨はこれには含まれないと解釈されるようになり<sup>11)</sup>、任意的な宗教教誨は、監獄法上の根拠のないまま通達に基づいて実施されていたようである<sup>12)</sup>。

しかし、今日では、「居住および移転の自由等種々の行動が制限されている拘禁施設内での生活を余儀なくされている被收容者にとっては、……国家の宗教に対する消極的態度は、逆に彼らの信教の自由が侵されることにもなる<sup>13)</sup>」という認識が一般的である<sup>14)</sup>。実際、監獄法に代えて制定された刑事收容施設法は、被收容者の信教の自由を実質的に保障するため、被收容者が「礼拝その他の宗教上の行為」を行い、「宗教上の儀式行事」に参加し、「宗教上の教誨」を受けうることを認めている（第67条及び第68条<sup>15)</sup>）。

そして、上記の2つの裁判例は、そうした宗教上の行為の自由や宗教教誨を受ける自由に加え、面会や信書の発受についても、被收容者の宗教的自由という観点から見直す必要があることを明らかにしたものといえよう。

刑事收容施設法第67条及び第68条以外の諸規定を、被收容者の宗教的自由という観点から見直そうとする場合、例えば、面会に関する第111条については、岐阜地裁が指摘するように、宗教関係者は原則として面会が認められるべき「受刑者の更生保護に関係のある者」に当たると解釈する余地が十分にあるし、仮にこれに当たらないとしても、宗教関係者との面会が「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがない」かどうか（同条2項）を判断するに当たっては、被收容者の宗教的自由に適切に配慮する必要がある<sup>16)</sup>。

信書の発受に関しても、まず、死刑確定者による信書の発受については、名古屋地裁が示唆するように、宗教関係者との信書の発受は通常は原則として発受が認められるべき「死刑確定者の心情の安定に資すると認められる信書」に当たると解する余地があろう。また、死刑確定者以外の被收容者による信書の発受について、刑事收容施設法は「発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき」及び「発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき」にはその差止め等をするこ

とができる旨を定めているが（第129条1項3号及び6号）、宗教関係者との信書の発受は「受刑者の矯正処遇の適切な実施」に資するものでこそあれ、これに「支障を生ずるおそれ」は通常はないであろうし、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある」とも通常は考えられないから、その差止め等を行うに当たっては慎重な考慮が求められよう。

さらに、上記の2つの裁判例では問題となっていないが、宗教的な書籍の閲覧についても問題とすることができよう。この点、書籍の閲覧についても、刑事収容施設法は「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき」及び「その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき」には自弁での書籍等の閲覧を禁止することができる旨を定めているが（第70条1項1号及び2号）、信書の発受について述べたのと同じことがここでも当てはまるはずである（なお、「よど号」新聞記事抹消事件に関する最高裁昭和58年6月22日大法廷判決（民集37巻5号793頁）も参照）。

いずれにせよ、これまで、刑事収容施設法第67条及び第68条が明文で保障する「礼拝その他の宗教上の行為」、「宗教上の儀式行事」への参加、「宗教上の教誨」を越えて、刑事施設の被収容者の宗教的自由が論じられることは必ずしも多くなかったように思われる。しかし、被収容者の宗教的自由を確保するためには、刑事施設の実態に広く目を向け、刑事収容施設法の解釈を洗いなおす必要があるし、さらには刑事収容施設法それ自体の見直しにも目を向ける必要があるように思われる<sup>17)</sup>。

## 2 行政法

### (1) アレフ道路占有不許可事件

オウム真理教から派生した宗教団体「アレフ」の関係団体が所有する建物にガス管を引く工事を行うためになされた道路占用許可申請に対する不許可処分が争われた事例として、**東京地裁平成24年3月13日判決（判例集未登載<sup>18)</sup>**がある。

本件の具体的な事実関係は、次の通りである。東京ガス株式会社は、アレフ関係団体である合同会社「宝樹社」からその所有する建物に都市ガスを供給す

る工事を依頼され、道路にガス管を埋設する工事をするため、道路法第36条1項に基づき、東京都足立区長に対して道路占用許可の申請を行った。これに対し、反社会的団体であるアレフの関連施設に都市ガスを供給するための道路占用は認められないなどの理由で不許可の処分がなされたため、宝樹社がその取消と国家賠償を求める訴えを提起したのが本件である。なお、本件工事は、道路を146メートルにわたって掘削してガス管を埋設するというものであり、そのために、歩行者通路は確保されるものの、71日間にわたって車両その他の交通が制限されるものとされていた。また、本件不許可処分の時点で、本件建物ではプロパンガスが利用されており、その周辺の住居や営業所等でも一部を除いて都市ガスは供給されておらず、プロパンガスが利用されていた。

東京地裁は、まず、道路法第36条はいわゆるライフラインに関する公共公益設備等について所定の要件を満たせば道路占用許可をしなければならないとしているが、形式的な要件が整えば必ず許可を出さなければならないというものではなく、道路の占用には自ずから公益的見地からの内在的な制約があると説き、許可の取消を定めた同法第71条2項3号を考慮して、少なくとも「公益上やむを得ない事情」が認められる場合には、占用許可をしないことも許されるという解釈を提示している。そして、そのような制約の可否は、ライフラインの具体的な性格（上水道施設のように居住者の生命身体の安全への影響が大きいものか、また、他の方法で供給可能なものか）や、道路占用許可を得て設けようとする公共公益設備等が有する公共性公益性の程度（多数の住民等の利益に資するものか、特定の者の利益のみに供されるものか）といった事情を考慮して判断すべきものとされる。

そのうえで、東京地裁は、①「現に原告建物についてはプロパンガス用の設備が整えられ」ていること、②本件ガス管は事実上「専ら原告の関係者の利益のために敷設されるものである」こと、③本件の占用が「一般公衆の道路利用の利益という公益に及ぼす消極的な影響は甚大である」こと、④周辺住民がアレフに対して抱く「強い恐怖感、嫌悪感」を考慮すると、本件の「工事を長期間にわたって行うならば、……反対運動等の激化によって公共の利益が害される異常かつ危険な事態が生じるおそれ」があることといった事情を指摘し、



「本件占用許可申請に対する許可をしないことについては、少なくとも『公益上やむを得ない事情』が認められるというべきであ」として、本件不許可処分は適法であると判示している。なお、本件はその後控訴されたが、東京高裁平成24年10月11日判決（判例集未登載<sup>19)</sup>は、第一審判決を支持し、控訴を棄却した。

さて、道路法第36条による道路占用許可については、従来、「占用の許可をするかどうかは、原則として道路管理者の自由裁量に属する」としつつも、「水道事業、下水道事業、地下鉄道事業、ガス事業及び電気事業のための道路占用については、法第33条の許可基準に適合する限り」、「道路管理者は占用を許可すべき拘束を受ける」という説明がなされてきた<sup>20)</sup>。上記のように、東京地裁はガス事業等のための道路占用許可申請についても少なくとも第71条2項各号所定の場合には許可しないことができるという解釈を示したが、管見の限り、そうした解釈は本件で初めて示されたものであるように思われる。東京地裁はさらに、不許可を正当化するだけの「公益上やむを得ない必要」が存するかを判断する際、都市ガスのガス管敷設のための占用の不許可に関しては、ガスはプロパンガスでも供給しうる以上、「公益上やむを得ない必要」の程度は高くなくてもよく、また、道路を占用して設置される設備等の受益者の範囲が狭い場合にも、「公益上やむを得ない必要」の程度は高くなくてもよいと説いているが、こうした理解もまた、おそらく本件で初めて示されたもののように思われる。

そのような解釈が道路法の解釈として適切なのかどうかを判断する能力は、筆者にはない。しかしながら、仮にそのような解釈を受け入れるとしても、本件で、占用を不許可とするだけの「公益上やむを得ない必要」があったのかどうか、疑問がないわけではない。確かに、本件では、本件建物に都市ガスのガス管を引き込まなければならない必要性は高くはなく、本件ガス管を利用してガスの供給を受けるのが事実上アレフの関係者に限られることから、不許可処分をするうえで必ずしも高度の「公益上やむを得ない必要」は求められないといえるのかもしれない。しかし、本件における「必要」というのは、結局のところ、周辺住民がアレフに対して嫌悪感・恐怖心を抱いているということに帰

着するのであって、いくら高度の「公益上やむを得ない必要」が求められないとはいっても、これによって不許可処分を正当化できるというのは、やりすぎではないか。

アレフについては、「松本死刑囚への絶対的帰依を強調する『麻原回帰』の動きが強まっ」ているとの報道もあり<sup>21)</sup>、そのような団体が近隣に存在するのに反対する周辺住民の心情は十分に理解できるし、そんな中で周辺住民に不便を強いようとする本件占用申請がその神経を逆撫でするものだったということも分かる。しかし、だからといって、「オウム（アレフ）になら、何をしてもいい」ということにはならないであろう。反社会的と考えられる団体に対する場合であっても、公権力には節度のある対応が求められるはずである。

## （2）墓地に関するもの

墓地埋葬法に関して、藤枝墓地訴訟（静岡地裁平成24年11月29日判決（判例集未登載<sup>22)</sup>））がある。本件は、平成22年に神奈川県しょうおうの宗教法人・正應寺が静岡県藤枝市の藤岡団地内に土地を取得し、市に対して墓地経営の許可を申請したところ、不許可の処分を受けたため、その取消を求めた事案である。墓地の設置に対して、周辺住民が反対し、訴訟にまで発展するトラブルは少くない。ただ、本件では、設置予定地に直接に隣接する土地の所有者は本件墓地の設置に反対しておらず、反対していたのは直接に隣接していない土地の住民だったという特殊事情があった。このような一見不思議な現象が生じたのは、本件では、同寺の檀信徒が代表を務める会社が購入した宅地の中央部分をいわばドーナツ状に分筆して同寺が取得し、そこが墓地の設置予定地とされたという事情があったからである。その結果、直接に隣接する土地の所有者ではなく、この「ドーナツ」の外側の住民が反対するという現象が生じていた。

このような「技巧的な」土地の分筆が行われた背景にはさらに、藤枝市墓地等の経営の許可に関する条例（平成23年3月25日藤枝市条例第13号）及びその施行規則（平成23年3月31日藤枝市規則第14号）が定める仕組みがあったように思われる。同条例及び同規則上、墓地経営の許可を申請する際には、近隣住民等に対して説明会を開催するほか（そして、申請予定者は、近隣住民等の意

見を「尊重し、……計画について理解を得るよう努める」ものとされている(条例第9条2項)、「申請に係る土地に隣接する土地(隣接する土地と同等の影響を受けると認められる土地を含む。)の所有者の同意書」を添付することが求められている(規則第5条2項12号)。それゆえ、本件の「技巧的な」土地の分筆は、自らの利害関係者が直接に隣接する土地の所有者になるようにすることによって、「申請に係る土地に隣接する土地……の所有者の同意」が容易に得られるようにする狙いがあったのであろう。

これに対し、静岡地裁は、同寺が周辺住民に十分な説明を行わず、隣接土地の所有者が利害関係者になるような技巧的な土地の取得・分筆を行ったと指摘し、墓地開設は周辺の住宅団地との調和がとれておらず、同寺は隣接土地所有者の理解を得ていないとして、本件不許可処分には市の裁量権の逸脱・濫用はなかったと結論付けている。近時、墓地埋葬法の施行条例において、墓地経営の申請に際して周辺住民の同意や理解を得るよう求められることが多くなっているが、本件は、そのような条例の定めをかい潜ろうとした申請が争われた事例として興味深い。

また、墓地埋葬法そのものに関するものではないが、関連する裁判例として、東京高裁平成24年3月7日判決(判例集未登載<sup>23)</sup>)がある。本件は、「散骨」——厳密には、人の焼骨に窒素等を加えて加工した「肥培品」の撒布——を行う「記念植樹園」を経営すべく農地を取得しようとした第一審原告が農業委員会に対して農地法第3条による農地所有権移転の許可申請をしたところ、第一審原告が「取得後において……農地……のすべてについて耕作……の事業を行うと認められない」こと(同法第3条2項2号)及び「農業生産法人……以外の法人」であること(同条同項2号の2)を理由に不許可の処分を受けたため、その取消が求められた事案である。なお、第一審の東京地裁判決(判決年月日等不詳)は、本件不許可処分は違法であるとして請求を認容していたようである。

東京高裁は、本件の「記念植樹園」の経営という事業が「耕作」(同法第2条及び第3条2項2号)を目的とするものか否かを、「農地法が企図する農業生産力の増進という観点から、社会通念に照らして判断」し、本件の土地利用

は「一般に社会において作物を栽培する目的で行なわれているものとは相当異なる」っており、また、第一審原告は農地法所定の農業生産法人に該当しないから、本件申請は上記の各不許可事由に該当し、したがって本件不許可処分は適法であったと判示している。

本件に含まれている争点は、それ自体としては農地法の解釈にかかわるにすぎない。しかし、周知のように、近時、散骨その他の新たな葬法が登場しており<sup>24)</sup>、本件は、その散骨場の用地の取得に関する規制が問題となった事例として宗教法の観点からも興味深いので、ここに紹介する次第である。

### 3 税 法

#### (1) 法人税及び消費税

イ) 永代使用料課税事件 法人税に関して、まず、東京地裁平成24年1月24日判決（判時2147号44頁、判タ1384号139頁）がある。本件は、宗教法人である原告が、その経営する霊園の墓地等の使用者から永代使用料等として収受した金員のすべてを、収益事業による収入には当たらず課税対象にはならないものとして法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告をしたところ、札幌北税務署長が①永代使用料収入のうち墓石及びカロートに係る部分は法人税法上の収益事業による所得に該当するとして、法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行い、②永代使用料収入のうち墓石及びカロートに係る部分のほか墳墓地、御廟及び納骨堂の管理費は消費税等の課税対象となるとして、消費税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行ったため、これらの処分の取消が求められた事例である。

本件霊園については、次のような事実関係があった。原告に本件霊園の永代使用を申し込んだ者は、原告の承諾を受け、永代使用料の全額を納付した後に永代使用权を取得する。永代使用料には、墓所と墓石の料金を含んだ「規格（墓石付墓所）」のものと、墓所の料金のみで墓石の料金を含まない「自由墓所」のものがある。使用者は、自由墓所の使用者であっても、墓石の建立及び附属工事については原告に申し込まなければならず、他の業者に申し込むことはできない。使用者が支払うべき総金額の50パーセント以上を支払ったと

きは、原告は、業者に外注して基礎工事や墓石の設置等を行わせる。本件霊園の永代使用権が消滅したときは、使用者は直ちに墳墓等を撤収しなければならず、6か月以内に撤収されないときは、原告は使用者の負担で墳墓等を撤去できるものとされていた。

本件永代使用料収入のうち墓石及びカロートに係る部分が法人税法上の収益事業から生じた所得に該当するか否かという争点は、厳密に言えば、①本件の永代使用契約は墓地の敷地と墓石及びカロートとが一体となった「墳墓地」の貸付を内容とするものとみるべきか（このように解すれば、本件永代使用料収入はすべて収益事業からの所得に該当しないことになる）、それとも敷地の貸付と、墓石及びカロートの販売という2つの内容が合わさったものとみるべきか、②本件永代使用契約が敷地の貸付と、墓石及びカロートの販売という2つの内容から成るものとする場合、墓石及びカロートの販売は物品販売業（法人税法施行令第5条1項1号）として収益事業に該当するかという、2つの争点に分けて考えることができよう。

まず、①について、東京地裁は、上記のような本件霊園の経営実態に照らすと、原告が使用者との間で永代使用権を設定する事業は「個々の墳墓等の敷地に相当する部分の貸付けに係る部分」と「墓石及びカロートの販売に係る部分」とに分けることができ、前者は「宗教法人……が行う墳墓地の貸付業」（法人税法施行令第5条1項5号ニ）として収益事業に該当しないものの、後者は外形的に物品販売業に当たると判断している。

そのうえで、東京地裁は、②に関して、慈妙院事件最高裁判決（最高裁平成20年9月12日第二小法廷判決（判時2022号11頁））を引用して、いわゆる「イコール・フットィング」論を前提に、公益法人等が行う事業による収入が収益事業による所得に当たるか否かは、「当該事業に伴う財貨の移転が役務等の対価の支払として行われる性質のものか、それとも喜捨等の性格を有するものか、また、当該事業が宗教法人以外の法人の一般的に行う事業と競合するものか否か等の観点を踏まえた上で、当該事業の目的、内容、態様等の諸事情を社会通念に照らして総合的に判断するのが相当である」とする考え方を示し、本件の事業に伴う財貨の移転は「まさに墓石及びカロートという物品の移転とそ

の設置に伴って行われる行為の対価の支払として行われるものであり、当該事業は、一般的に石材店等の宗教法人以外の法人が行っている墓石等の販売業と競合するものであるといえるから、原告が行う墓石及びカロートの販売事業は、社会通念に照らしてみても、実質的に同号に規定する物品販売業に該当するというのが相当である」として、「本件永代使用料のうち墓石及びカロートの販売等の対価に相当する部分は、法人税法にいう収益事業による所得として、法人税の課税対象となる」と判示している。

さらに、消費税等に関しても、東京地裁は、「墓石及びカロートの販売が原告の事業として対価を得て行われる資産の譲渡であり、消費税法2条1項8号にいう『資産の譲渡等』に該当することは明らかであって、同法別表第一に掲げる取引のいずれにも当たらないから、本件永代使用料収入のうち、墓石及びカロートの販売の対価に相当する部分は、原告の各事業年度の消費税の課税標準に含まれるべき」と判示し、永代使用料とは別に支払いを受けている有期管理料及び御廟や納骨堂の使用料についても、「社会通念上役務の提供の対価と認めるのが相当であって、消費税法別表第一に掲げる取引のいずれにも当たらないから、これらは、原告の各事業年度の消費税の課税標準に含まれるべきものである」と判示している。

本件における墓石等の「販売」が宗教法人の本来的な活動といえるのかどうか、筆者には判断する能力はない。ただ、一般論としていえば、この種の紛争では常に、宗教法人法上の本来的な宗教活動（第2条柱書参照）、公益事業（第6条1項）及び収益事業（同条2項）の概念と、法人税法上の収益事業の概念との間に存在する齟齬が問題となっているように思われる。そして、この齟齬については、「一般私法上ないしは行政上における公益性の有無判断と、税法における収益事業課税の必要性の判断とは、全くその判断の尺度が異なる」のであるから、「税法上の収益事業に該当する限りは、その事業が公益法人等の本来の目的事業であるか、それとも付随事業として営利目的で行われている事業であるかに関係なく、すべて課税対象になる」という説明がなされ<sup>25)</sup>、税法上の収益事業に該当するか否かはイコール・フットイング論に基づいた基準によって判断がなされてきた。

税法上の収益事業の概念は税法固有の論理に従って定義されるべきだというのは、そうかもしれない、税法が法人格付与法上の概念とまったく無関係であれば、それでも問題を生じないのかもしれない。しかし、法人税法上公益法人等について優遇措置が採られている趣旨ないし根拠は、「一般私法上ないしは行政上における公益性の有無判断」とは無関係なのだろうか。税法上の収益事業の概念を法人格付与法と無関係に定義することは、一般私企業との競争条件の平等や課税の公平を確保するという観点からは合理性を否定できないものの、反面で、非課税制度のそもそもの趣旨を見失わせているように見える。

公益法人等とりわけ宗教法人への税制上の優遇措置に対しては風当たりが強く、課税反対論は旗色が良いとはいえない。しかし、東京地裁が示唆するように公益法人等の行っている「社会的に有用な非営利活動」を促進することに非課税制度の趣旨があるのだとしたら、その「社会的に有用な非営利活動」からの収入に課税するというのは、本末転倒ではないか。その意味で、法人税法上の収益事業の該当性をイコール・フッティング論の観点だけで判断することが適切なのか、考え直す必要があるように思われる。

ロ) **宇宙真理学会事件** 収益事業としてラブホテルを経営する宗教法人がその売上金を喜捨と偽ったうえ、当該事業からの損益を関連法人に付け替えて損益の隠蔽または仮装を行ったとしてなされた法人税更正処分等の取消が求められた事例として、**東京地裁平成24年9月4日判決**（判例集未登載<sup>26)</sup>）がある。

本件の事実関係は、次の通りである。小松グループは、食料品の加工販売等を営む小松食品株式会社（長野県千曲市）をはじめとする31の法人により構成され、中部地方を中心に23軒のラブホテル等を経営するホテル事業を展開している。ところで、本件の原告である宗教法人宇宙真理学会（香川県多度津町）は、昭和58年に設立された宗教法人であるが、平成6年、小松グループ内の一法人となり、その後、本件各ホテルの土地及び建物の所有権がすべてこれに帰属させられた。原告自身は旅館業の経営許可を有していたわけではないが、ホテルには観音像や「宇宙真理学会」の看板が設置され、「世界の恵まらない子どもたちに喜捨をお願いします」などと原告への喜捨を求める掲示がな

されていたようである。そして、利用者から得た休憩料や宿泊料といった売上は、その一部が原告自身に計上され、その「約半分」を喜捨金として収益事業の収入から除外する会計処理がなされていた。さらに、売上の他の部分は、損益の付け替えによって、小松グループに属する他の赤字法人に帰属させられていた。こうした事実関係の下で、本件各ホテルに係る事業の損益がすべて原告に帰属することを前提に、原告に対して、法人税の青色申告承認取消処分、法人税の更正処分及び重加算税賦課決定処分並びに消費税等の更正処分及び重加算税賦課決定処分がなされ、これらの処分の取消を求める訴えが提起されたのである。

本件の争点は、要するに、本件ホテル事業の損益が原告に帰属するか否かである。この点について、東京地裁は、一般論として、法人税及び消費税の納税義務者は「当該事業から生ずる損益が実質的に帰属する主体」及び「当該資産の譲渡等の対価が実質的に帰属する主体」であるとし、誰がそのような主体に当たるかの判断は、「〔①〕当該事業に係る経営方針決定や収支管理の状況、〔②〕当該事業に必要な資産を巡る権利関係、〔③〕当該事業に関する従業員の雇用関係、〔④〕当該事業に係る対外的な表示状況等を総合し、実質的かつ客観的に見て、その事業を経営していると認められる」かどうかという基準に基づいて行うべきであると説いている。

そのうえで、東京地裁は、上記の①に関して、小松グループの実質的経営者が本件ホテル事業についても「経営方針を決定し、その収支管理や会計処理に関する最終的判断を行っていたところ」、「本件ホテル事業の中核を占める施設等の所有権を原告に集中させたのは、原告を経営主体として本件ホテル事業を遂行していくとの判断をしたこと」を推認させること、②に関して、「本件各ホテルの施設（建物）及び土地を使用する権原を有していたのは原告のみ」であること、④に関して、「本件各ホテルにおいて、利用客に対して、本件各ホテルの営業主体が宗教法人である原告であるとあえて印象付けるような表示が多数されていた」反面で、同グループ内の「旅館業経営許可を得ている法人は、形式的に旅館業経営許可を得ているにすぎないものと推認される」ことといった事情を指摘して、「本件ホテル事業から生ずる損益は実質的に原告に帰



属するものというべき」であるから、それを前提になされた本件の各課税処分はいずれも適法であったと結論付けている。

ハ) **大和教会事件** 最後に、宗教法人に対する法人税の減額更正処分及び無申告加算税の減額変更決定の取消が求められた事案として、**東京地裁平成24年7月10日判決**（判例集未登載<sup>27)</sup>）がある。本件の詳細な事実関係は明らかではないが、これらの処分及び決定の背景には、原告（宗教法人大和教会）はその代表役員が代表者を務める株式会社テールトゥシエルのダミー法人であり、原告の売り上げとして計上された金額はテール社の売り上げとして計上されるべきものだったという事情があったようである。とはいえ、東京地裁は、本件更正処分及び変更決定は「いずれも、原告に有利な効果をもたらす処分であるということができ」、したがって、「原告は、本件各更正処分等の取消しを求める訴えの利益を有しない」と判示している。

## (2) 相続税

相続税に関して、相続財産である土地のうち弁財天及び稲荷を祀った各祠の敷地部分が相続税法第12条1項2号所定の非課税財産に当たるか否かが争われた事例として、**東京地裁平成24年6月21日判決**（判例集未登載<sup>28)</sup>）がある<sup>29)</sup>。

相続税法第12条1項2号は、「墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの」の価額を相続税の課税価格に算入しない旨を定めている。この規定は、「民法〔第897条〕の規定の精神にのっとり、また、国民感情のうえからも、これらの物が日常礼拝の対象になっている点にかんがみ、〔これらの物を〕一般の相続財産とは区分して、課税財産から除外」したものだと説明されている<sup>30)</sup>。ここでいう「墓所、霊びょう」及び「これらに準ずるもの」に具体的に何が含まれるかについて、相続税法基本通達は、前者は「墓地、墓石及びおたまやのようなもののほか、これらのものの尊厳の維持に要する土地その他の物件」を含み(12-1)、後者は「庭内神し、神たな、神体、神具、仏壇、位はい、仏像、仏具、古墳等で日常礼拝の用に供しているものをいう」と解してきた(12-2)。

本件の弁財天及び稲荷を祀った各祠それ自体が少なくとも庭内神祠に該当

し、したがって「これらに準ずるもの」に該当することには争いがない。ただ、相続税法基本通達上、「墓所、霊びょう」については「尊厳の維持に要する土地」を含むものと取り扱われるのに対し、「これらに準ずるもの」については「尊厳の維持に要する土地」を含まないと理解されてきたため、本件各祠の敷地が非課税財産に含まれるかが問題となったのである。

東京地裁は、まず、相続税法第12条1項2号にいう「これらに準ずるもの」という文言について、「本件非課税規定の趣旨並びに『墓所』及び『霊びょう』の解釈等に鑑みれば」、「〔庭内神祠のような〕当該設備とその敷地、附属設備との位置関係や当該設備の敷地への定着性その他それらの現況等といった外形や、当該設備及びその附属設備等の建立の経緯・目的、現在の礼拝の態様等も踏まえた上での当該設備及び附属設備等の機能の面から、当該設備と社会通念上一体の物として日常礼拝の対象とされているとよほどに密接不可分の関係にある相当範囲の敷地や附属設備も当該設備と一体の物として『これらに準ずるもの』に含まれる」という解釈を提示している。

そのうえで、東京地裁は、本件各祠の敷地について検討し、本件各祠が100年程度前に本件敷地に建立されたものであること、現在も日常的に礼拝等が行われていること、本件各祠はコンクリート打ちの土台により固着されているほか、その附属設備として石造りの鳥居や参道などが設置されていること、本件各祠やその附属設備は建立以来本件敷地から移設されたこともないことなどといった事情を指摘して、「本件敷地は、本件各祠と社会通念上一体の物として日常礼拝の対象とされているとよほどに密接不可分の関係にある相当範囲の敷地ということができ」、「本件敷地は、本件非課税規定にいう『これらに準ずるもの』に該当する」と判示している。

### (3) 固定資産税等

いわゆる「ペット霊園」に対する固定資産税等の課税処分が争われた事例として、東京高裁平成24年3月28日判決（判例集未登載<sup>31)</sup>）がある。本件の事実関係は、次の通りである。

原告・西信寺（浄土宗）による動物供養は、明治時代の初期頃、当時の住職

によって始められ、その後、西信寺は、昭和6年に現在の場所に土地を取得し、動物専用の墓地等を設置した。宗教法人法の施行（昭和26年）後、動物供養を行う主体として西信寺とは別に大泉寺が設立されたが、西信寺と大泉寺の代表役員・住職は共通しており、本件土地は大泉寺に無償で貸与されている。大泉寺は、専ら元飼主から依頼された動物の火葬、埋葬及び供養を行っており、その敷地内には、寺院棟、動物用の火葬場、動物専用墓地、動物共同墓地、慰霊碑、聖観音像、納骨堂等が存在している。大泉寺で火葬・埋葬が行われたときは、埋葬された動物及び飼主の氏名を大泉寺の職員が西信寺にファクシミリで連絡し、大泉寺の住職を兼務する西信寺の住職が当日又は翌日の勤行の際に埋葬された動物名と埋葬依頼者の氏名を読み上げる。西信寺の住職が本件土地上で読経等をするのは、埋葬時や四十九日・一周忌等の法要に際して埋葬依頼者から依頼があった場合（あわせて年に22回程度）のほか、春秋の彼岸に行われる慰霊祭の際に限られる。こうした事実関係の下で、火葬場の建築面積相当の土地及び動物専用墓地として使用されている土地について、地方税法第348条2項3号にいう「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内地」に該当しないとして、固定資産税及び都市計画税の賦課処分がなされたため、その取消が求められたのである。

第一審の東京地裁平成23年12月13日判決（判例集未登載<sup>32)</sup>）は、本件土地が地方税法第348条2項3号にいう「宗教法人が専らその本来の用に供する境内地」に該当するか否かは「当該境内地の使用の実態を、社会通念に照らして客観的に判断すべき」であり、本件においては、「本件課税土地は、大泉寺が所有者である原告から無償で貸与を受けて使用しているものであるから、本件課税土地の使用の実態を判断する際も、大泉寺を基準として判断すべき」であると説き、認定された事実によれば、大泉寺が本件課税土地を浄土宗の儀式行事に利用するのは限られた機会のみであって、その他の場合には、本件課税土地は、専ら動物の火葬・埋葬を依頼した元飼主が、大泉寺の僧侶資格を有しない職員の立ち会いの下で大泉寺が行う儀式行事以外の目的で利用しているにすぎないことを指摘して（なお、本件課税土地に設置された墓地において元飼主が祈りを捧げるということはあるが、それは宗教法人による儀式行事では

ない)、本件課税土地が「大泉寺の儀式行事というその本来の用に専ら供されている土地であると認めることはできない」から、本件課税土地は地方税法第348条2項3号にいう「宗教法人が専らその本来の用に供する境内地」には該当せず、本件賦課処分は適法であったと判示している。そして、東京高裁も、第一審判決を是認して、控訴を棄却した。

「ペット霊園」に対する固定資産税等の課税処分が争われた事例といえば、以前に本欄<sup>33)</sup>で紹介した回向院事件（東京高裁平成20年1月23日判決（判例集未登載<sup>34)</sup>））が想起される。回向院事件では、東京高裁は、動物の遺骨を収蔵保管している建物部分及びその敷地相当部分の土地は「宗教法人が専らその本来の用に供する境内地」に該当するとして、固定資産税等の賦課処分は違法と判断していた。ただ、回向院事件と本判決とは矛盾したのではなく、それぞれの事件における「境内地の使用の実態」の違いが結論の違いをもたらしたとみるべきであろう。回向院事件では、「回向堂及び供養塔において動物の遺骨の安置をするとともに、毎日勤行で動物の供養を行うほか、月1回あるいは年3回の動物供養の法要」が行われ、宗教法人が「宗教上の儀式行事を行うために用い」ている（宗教法人法第3条4号参照）という実態があったのであり、それと比べると、本件では、そこまでの実態はなかったように思われる。結局、地方税法第348条2項3号による非課税措置を受けるためには、単に「宗教法人が専らその本来の用に供」している——動物専用墓地は本件原告にとっては「本来の用」だったのかもしれないが——というだけでは足りず、宗教法人法第3条で定義された「境内地」である必要があり、動物専用墓地が同条各号のいずれかに該当するとしたら、4号の「宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地」しかありえない<sup>35)</sup>。そうだとすれば、動物専用墓地について非課税措置を受けるためには、その土地において「宗教上の儀式行事」が行われていることが必要となるのである。

なお、先に、法人税に関してイコール・フッティング論に言及したが、この理論は、固定資産税の場面には当てはまらないように思われる。例えば営利企業が設置する動物専用墓地が固定資産税等の課税の対象になるからといって、宗教法人が設置する動物専用墓地も当然に課税対象になるということにはなら

ず、そこで「宗教上の儀式行事」が行われている限り、非課税ということになる。これは、地方税法の規定が固定資産の用途の宗教性に着目した定め方になっているからである。本件で、東京地裁が「当該施設において行われる活動が収益事業に該当することをもって、直ちに当該施設である土地等が地方税法348条2項3号の非課税土地等に該当することを否定すべきことにはならない」と説いているのは、このことを裏付けるものであるように思われる。

## 4 その他

### (1) オウム真理教事件

思い起こせば、平成24年は、特別手配されていたオウム真理教元幹部の平田信被告が出頭し逮捕されたというニュースで年が明けた1年であった。改めてオウム真理教事件がすべては解決していなかったことを印象づけたが、その後、菊地直子被告及び高橋克也被告が相次いで逮捕・起訴されることで、オウム真理教事件に係る一連の捜査は終結したといえることができる（ただし、裁判は続いている）。

さて、オウム真理教事件に関しては、平田被告をかくまっていたとして犯人蔵匿罪に問われた齋藤明美被告に対し懲役1年2カ月の判決が言い渡され（東京地裁平成24年3月27日判決（判例集未登載<sup>36)</sup>）、その後、控訴も棄却された（東京高裁平成24年7月20日判決（判例集未登載<sup>37)</sup>）。また、菊地被告をかくまったとして犯人蔵匿罪に問われた高橋寛人被告に対しては、懲役1年6カ月執行猶予5年の判決が言い渡されている（東京地裁平成24年11月22日判決（判例集未登載<sup>38)</sup>）。

さらに、オウム真理教元代表・松本智津夫（麻原彰晃）死刑囚に関して、2度目の再審請求がなされていたが、東京高裁は、再審開始を認めない決定をした（東京高裁平成24年3月29日決定（判例集未登載<sup>39)</sup>）。

オウム真理教に関連して、オウム真理教の分派「ケロヨンクラブ」の信者暴行死事件について、東京高裁平成24年11月27日判決（判例集未登載<sup>40)</sup>は、同団体のリーダーに対して懲役8年とした一審判決（東京地裁平成23年6月13日判決（判例集未登載））を支持し、控訴を棄却している。

## (2) 神世界事件

「神世界」グループの霊感商法事件に関して、横浜地裁平成24年5月1日判決(判例集未登載<sup>41)</sup>)がある。本件は、占いによる運勢・姓名等の鑑定等を目的とする営利団体の集合体である「神世界」グループの傘下にある各社が、宗教色を隠蔽して顧客を獲得し、神霊鑑定師による神霊鑑定や御祈願を受ければ疾病や経営不振等の顧客の悩み事の原因を特定してこれを解決することができるなどと嘘を言って、高額的神霊鑑定・御祈願等へと誘導し、御玉串として多額の現金を交付させたことが問題とされ、「神世界」グループの責任者及び参加法人の経営者が、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成23年法律第74号による改正前のもの)第3条1項9号(現・第3条1項13号)違反で起訴された事案である。

横浜地裁は、「神世界」グループ各社の行為が組織犯罪処罰法にいう組織的詐欺に当たると認定し、とりわけグループの最高責任者だった者に対しては、グループの組織を形成し、上記の詐欺システムを考案し、このシステムに則って利益をあげるよう傘下法人の経営者を煽っていたほか、傘下法人からの上納金によって巨額の利得を得ていたことを指摘して、懲役5年の実刑判決を言い渡している。

本件で注目すべきは、上記のような行為が組織犯罪処罰法にいう組織的詐欺に該当すると判断されたことであろう。宗教を装った詐欺行為について同法が適用された事例はこれまでも例がないわけではないが(東京高裁平成16年12月1日判決(判例集未登載<sup>42)</sup>))、本件は、そうした詐欺行為に同法を適用した事例を積み重ねたものといえることができる。

## (3) 熊本・滝行死事件

平成23年8月、中学生の娘に対し、その父親が、中山身語なかやましんごしょうしゅう正宗の僧侶とともに同宗派の宗教施設において、「除霊」と称して両手・両足をいすに縛り付け、無理やり顔面に水を浴びせるなどの暴行を加えて窒息死させた事件で、熊本地裁平成24年7月17日判決(判例集未登載<sup>43)</sup>)は、その父親に対し、傷害致死罪で、懲役3年執行猶予5年の判決を言い渡した。

(4) 京都・信者集団暴行死事件

平成24年9月に、宗教法人「空海密教大金龍院」の施設内で、信者の男性が「教義に反してたばこを吸ったのに、謝らなかった」と疑われ、他の信者9人によって集団で暴行を加えられて死亡した事件で、**京都地裁平成24年12月10日判決**（判例集未登載<sup>41)</sup>）は、暴行罪に問われた信者に対し、懲役1年執行猶予3年の判決を言い渡している。

注

- 1) 本判決の評釈・解説として、市川正人・判例評論647号（平成25年）2頁、岡田幸人・ジュリスト1447号（平成24年）91頁、君塚正臣・TKC Watch 憲法No.59（平成24年）、初宿正典・平成24年重要判例解説（平成25年）22頁がある。
- 2) 本誌31号に掲載の各論文を参照。
- 3) 「社寺境内地等として使用されている普通財産の処理について」（大蔵省国有財産局長から各財務局長宛通達昭和42年7月24日蔵国有第1196号。国有財産情報公開システム（<http://www.kokuyuzaisan-info.mof.go.jp/>）に掲載）を参照。
- 4) 大石真「いわゆる国有境内地処分法の憲法史的考察——その合憲性の問題に寄せて——」同『憲法史と憲法解釈』（信山社、平成12年）201頁、203頁参照。
- 5) LEX/DBに掲載（文献番号25492473）。
- 6) LEX/DBに掲載（文献番号25480373）。
- 7) 些細なことながら、LEX/DBに掲載の判決文では「神と愛の宣教会」とされているが、「神の愛の宣教会」の誤りと思われる。
- 8) LEX/DBに掲載（文献番号25482108）。
- 9) 近藤哲城「宗教教誨の変遷といま 赤池一将＝石塚伸一編著『矯正施設における宗教意識・活動に関する研究』（日本評論社、平成23年）97頁、99頁。
- 10) この点につき、大阪地裁昭和33年8月20日判決（行集9巻8号1662号）及び東京地裁昭和36年9月6日判決（行集12巻9号1841頁）を参照。
- 11) 中山厚「矯正施設における宗教活動の現状と課題」赤池＝石塚・前掲書77頁、82頁及び近藤・前掲論文101頁。
- 12) 近藤・前掲論文102頁。
- 13) 中山・前掲論文80頁。
- 14) 佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、平成23年）239頁、初宿正典『憲法2基本権〔第3版〕』（成文堂、平成22年）232頁、大石真『憲法講義Ⅱ〔第2版〕』（有斐閣、平成24年）169頁などを参照。
- 15) また、刑事収容施設法施行規則上、調髪・ひげそりに関して、被収容者の宗教

を考慮すべき旨が定められている（第26条4項）。さらに、今日、食事に関する宗教上の禁忌などにも配慮をする必要が主張されていることは、周知のとおりである。

- 16) この点に関して、刑事施設の長が主導して行われる教誨ではなく、被収容者が個人的に宗教家に依頼して行われる教誨は、刑事収容施設法上、「面会」に当たると解されている（林眞琴ほか『逐条解説刑事収容施設法〔改訂版〕』（有斐閣、平成25年）284頁及び537頁参照）ことに留意すべきである。
- 17) 刑事収容施設法附則第41条は、施行日から5年以内に同法の施行状況を検討し、必要な措置を講ずるべき旨を定めており、日本弁護士連合会の「刑事被収容者処遇法『5年後見直し』」に向けての改革提言（平成22年11月17日）は、「被収容者の宗教に深く根差した食習慣等にまったく配慮を見せない施設が存在」する現状を問題にして、被収容者の「宗教・食事・生活習慣・文化等を可能な限り尊重し、特段の配慮を要する旨の一般的規定」を同法に設けることを提案している。
- 18) LEX/DB に掲載（文献番号25493197）。
- 19) LEX/DB に掲載（文献番号25483385）。
- 20) 道路法研究会『道路法解説』（全国加除法令出版、昭和59年）216頁及び229頁。
- 21) 朝日新聞平成23年11月21日朝刊第39面。
- 22) 以下は、朝日新聞平成24年11月30日朝刊（静岡版）第29面その他の記事を基にしている。
- 23) 裁判所 HP（<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121002085030.pdf>）または LEX/DB（文献番号25444880）を参照。
- 24) 散骨や樹木葬などの新たな葬法は、すでに本学会でも取り上げられている。例えば、横田陸「いわゆる『樹木葬』に関する考察」本誌27号（平成20年）55頁、石川美明「わが国における新しい葬法とその法的問題点」本誌27号（平成20年）105頁などを参照。
- 25) 渡辺淑夫『公益法人課税の理論と実務〔5訂版〕』（財経詳報社、平成6年）36頁。
- 26) LEX/DB に掲載（文献番号25497038）。
- 27) LEX/DB に掲載（文献番号25495331）。
- 28) 裁判所 HP（<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130107140714.pdf>）または LEX/DB（文献番号25481789）を参照。
- 29) 本判決の紹介として、朝倉洋子・税研28巻3号88頁（平成24年）、同・旬刊速報税理31巻22号6頁、同・旬刊速報税理32巻3号39頁、同・税理55巻11号126頁がある。
- 30) 田口豊『新版相続税法〔第2版〕』（税務経理協会、平成9年）107頁。
- 31) 裁判所 HP（<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121002085936.pdf>）ま



たは LEX/DB (文献番号25444867) を参照。

- 32) 裁判所 HP (<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121001160409.pdf>) または LEX/DB (文献番号25490031) を参照。
- 33) 田近肇「宗教法判例のうごき〔平成20年・公法〕」本誌28号(平成21年)237頁、241頁。
- 34) 裁判所 HP (<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080804190456.pdf>) または LEX/DB (文献番号25400332) を参照。
- 35) なお、地方税法第348条2項4号は「墓地」に対する非課税を定めているが、ここでいう「墓地」は墓地埋葬法における定義と同義であると解されているから(確井光明「固定資産税の非課税制度と減免等」石島弘ほか『固定資産税の現状と納税者の視点』(六法出版社、昭和63年)150頁、161頁)、動物専用墓地は、「墓地」には該当しない。
- 36) 朝日新聞平成24年3月27日夕刊第15面。
- 37) 朝日新聞平成24年7月20日夕刊第16面。
- 38) 朝日新聞平成24年11月22日夕刊第15面。
- 39) 朝日新聞平成24年4月5日朝刊第37面。
- 40) 朝日新聞平成24年11月27日夕刊第14面。
- 41) LEX/DB に掲載 (文献番号25481289)。
- 42) LEX/DB に掲載 (文献番号28105346)。
- 43) LEX/DB に掲載 (文献番号25482580)。
- 44) 朝日新聞平成24年12月11日朝刊第37面。